

【別紙様式 2-1 a】 別紙様式 2-2、3 の進達の鑑

××第×××号

令和×年×月×日

新潟県知事 様

〇〇〇町教育委員会教育長

史跡・名勝・天然記念物の現状変更について（進達）

〇〇〇〇から別紙のとおり申請がありましたので、下記のとおり意見を付して進達します。

記

（史跡・名勝・天然記念物の現状変更に関する意見）

---

以下は、本文書作成上の注意です。

- ① 事務連絡ではなく、発番を持つ文書としてください。
- ② 市における国指定史跡・名勝・天然記念物の軽微な現状変更については、市文化財担当課の法定受託事務とされました（法第 184 条第 1 項第 2 号）。この場合には、文化庁通知「史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準」にしたがって当該市で対処します。

【別紙様式 2 - 1 b】 別紙様式 2 - 2、3 の進達の鑑

××第×××号

令和×年×月×日

文化庁長官 様

〇〇〇町教育委員会教育長

史跡・名勝・天然記念物の現状変更について（副申）

〇〇〇〇から別紙のとおり申請がありましたので、下記のとおり副申します。

記

（史跡・名勝・天然記念物の現状変更に関する意見）

---

以下は、本文書作成上の注意です。

- ① 事務連絡ではなく、発番を持つ文書としてください。
- ② H23 年度から市町村文化財担当課は、文化庁長官宛の副申文が必要となりました。必ず現状変更内容に関する意見を付して提出してください。

【別紙様式 2 - 2】国指定史跡・名勝・天然記念物現状変更申請書（本体）

× × 第 × × × 号

令和 × 年 × 月 × 日

文化庁長官 様

住 所

職・氏名

国指定史跡・名勝・天然記念物現状変更許可申請書

このことについて、下記のとおり現状変更したいので、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により申請します。

記

1. 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称
2. 指定年月日
3. 史跡の所在地
4. 所有者の住所、氏名又は名称
5. 権原に基づく占有者がある場合は、その住所、氏名又は名称
6. 管理団体がある場合は、その住所、氏名又は名称
7. 管理責任者がある場合は、その住所、氏名又は名称
8. 許可申請者の住所、氏名又は名称
9. 現状変更を必要とする理由
10. 現状変更の内容及び実施の方法
11. 現状変更によって生ずる物件の滅失、き損、景観の変化、影響等
12. 現状変更の着手及び終了の予定時期
13. 現状変更に係る地域の地名、地番
14. 工事施工者の住所、氏名又は事務所の所在地、代表者の氏名
15. その他参考となるべき事項

---

以下は、本文書作成上の注意です。

- ① 本文書には最大で 8 種類の書類を添付する必要がありますので、事前に、県文化課に問い合わせてください。→【別紙資料 2 - 6】
- ② 現状変更完了後に、現状変更完了報告書を速やかに提出してください。

【別紙様式 2 - 3】 県指定史跡・名勝・天然記念物現状変更申請書

× × 第 × × × 号

令和 × 年 × 月 × 日

新潟県知事 様

住 所

職・氏名

新潟県指定史跡・名称・天然記念物現状変更等許可申請書

下記のとおり現状変更等をしたいので申請します。

記

1. 名称及び員数
2. 指定書の記号番号
3. 指定年月日
4. 指定書記載の所在の場所
5. 所有者の氏名（名称）及び住所
6. 権原に基づく占有者の氏名（名称）及び住所
7. 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所
8. 現状変更等を必要とする理由
9. 現状変更等の内容及び実施の方法
10. 現状変更等により生ずる物件の滅失、き損、影響に関する事項
11. 現状変更等の着手及び完了の予定時期
12. 現状変更等に係る地域の地名、地番
13. 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名（名称）及び住所
14. その他参考となる事項

---

以下は、本文書作成上の注意です。

- ① 本文書には最大で7種類の書類を添付する必要がありますので、事前に、県文化課に  
問い合わせてください。→【別紙様式 2 - 5】
- ② 史跡・名勝・天然記念物の現状変更の完了後に、新潟県指定史跡・名勝・天然記念物  
現状変更等完了報告書を速やかに提出してください。→【別紙様式 2 - 4】

【別紙様式 2 - 4】国指定史跡・名勝・天然記念物現状変更完了報告書

××第×××号

令和×年×月×日

文化庁長官様

住 所

職・氏名

国指定史跡・名勝・天然記念物現状変更等完了報告書

令和×年×月×日付け、×委庁財第×の××号で許可のあった<文化財名称>の現状変更が完了しましたので報告します。

文化庁の発番  
を記入する

記

1. 種別・名称及び員数
2. 指定所の記号番号
3. 指定年月日
4. 所有者の住所、氏名又は名称
5. 管理責任者がある場合は、その住所、氏名、又は名称
6. 現状変更の内容
7. 施工者の住所、氏名または事務所の所在地、代表者の名前
8. 施工実施期間
9. 現状変更に必要な経費
10. その他参考となる事項

補助金事業の場合はな  
るべく記入する

---

以下は、本文書作成上の注意です。

- ① 現状変更後に速やかに提出してください。
- ② 本文書には写真及び見取り図などの文書を添付する必要がありますので、事前に県文化課に問い合わせください。 → 【別紙資料 2 - 6】

【別紙様式 2 - 5】新潟県史跡・名勝・天然記念物現状変更完了報告書

××第×××号

令和×年×月×日

新潟県知事 様

住 所

職・氏名

新潟県史跡・名勝・天然記念物現状変更等完了報告書

下記のとおり現状変更等が完了したので報告します。

記

1. 種別・名称及び員数
2. 指定書の記号番号
3. 指定年月日
4. 所有者の住所、氏名（名称）及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所
6. 現状変更等の内容
7. 施行者の住所、氏名又は事務所の所在地、代表者の名前
8. 施工実施期間
9. 現状変更等に要した経費
10. その他参考となる事項

---

以下は、本文書作成上の注意です。

- ① 現状変更後に速やかに提出してください。
- ② 本文書には写真及び見取り図等の文書を添付する必要がありますので、事前に、県文化課に問い合わせてください。→【別紙資料 2 - 6】

## 【別紙資料 2 - 6】添付書類等一覧表

### 1 現状変更申請書

#### A 国指定の場合 ←【別紙様式 2 - 2】

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
  - (3) 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
  - (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - (5) 申請者が所有者及び占有者以外の者であるときは、所有者及び占有者の承諾書
  - (6) 管理団体がある場合、申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - (7) 管理責任者がある場合、申請者が管理責任者以外であるときは、管理責任者の意見書
  - (8) 発掘調査の場合、申請者が発掘担当者以外であるときは、担当者の発掘担当承諾書
- ※ この他にも書類が必要な場合があります。

#### B 県指定の場合 ←【別紙様式 2 - 3】

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地形を表示した実測図
  - (3) 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
  - (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
  - (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - (7) 管理責任者がある場合においては、第 5 号の承諾書に代る管理責任者の承諾書
- ※ この他にも書類が必要な場合があります。

### 2 現状変更等完了報告の場合 ←【別紙様式 2 - 4、5】

- (1) 現状変更の結果を示すキャビネ型写真
  - (2) 現状変更の結果を示す見取図
- ※ この他にも書類が必要な場合があります。

【別紙様式 2-7】国史跡・名勝・天然記念物き損届

××第×××号  
令和×年×月×日

文化庁長官 様

住 所  
職・氏名

史跡名勝天然記念物き損届出書

史跡名勝天然記念物の一部がき損しましたので、下記のとおり、文化財保護法第（管理団体の場合は 118 条、所有者の場合は 120 条）の規定により、届け出ます。

記

1. 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
2. 指定年月日
3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
7. き損の事実が生じた日時
8. き損等の事実の生じた当時における管理状況
9. き損箇所及び程度
10. き損の結果、当該史跡、名称又は天然記念物はその保存上受ける影響
11. き損の事実を知った日
12. き損の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

---

以下は、本文書作成上の注意です。

- ① き損の事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければなりません。き損後の措置等により届け出が遅れた場合は、「遅延理由」を明記してください。
- ② き損の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えてください。

【別紙様式 2 - 8】新潟県史跡・名勝・天然記念物 き損届

××第×××号  
令和×年×月×日

新潟県知事 様

住 所  
職・氏名

新潟県指定史跡・名勝・天然記念物き損届

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定書の記号番号
- 3 指定年月日
- 4 指定書記載の所在の場所
- 5 所有者の氏名(名称)及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名(名称)及び住所
- 7 き損の事実が生じた日時
- 8 き損等の事実の生じた当時における管理状況
- 9 き損箇所及び程度
- 10 き損の結果、当該史跡、名称又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 11 き損の事実を知った日
- 12 き損の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

---

以下は、本文書作成上の注意です。

- ① き損の事実を知った後、速やかに届け出を提出してください。
- ② き損の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えてください。